

# 千代田区の工事・業務委託契約や 指定管理施設で働く皆さんには

## 千代田区公契約条例の

# 賃金下限額

# が適用 されています

区発注の工事や業務委託契約・指定管理施設に従事する方の適正な労働環境を確保し、公共サービスの質の確保・向上に資することを目的とした条例です。

工事や業務委託契約の受注者、指定管理者、千代田区のいずれかに申し出ることができます。申し出等をしたことを理由に、解雇・契約解除などの不利益な取り扱いを受けることはありません。

千代田区  
公契約条例  
とは

皆さんの  
賃金を  
確認して  
ください

賃金下限額  
を下回って  
いたら

ご自身の1時間当たりの賃金と、職種や業務に応じた条例で定めた賃金下限額を比べてください。賃金下限額は、千代田区ホームページに記載しています。

## お問い合わせ

千代田区政策経営部契約課

〒102-8688

千代田区九段南1-2-1

電話 03-5211-4156

FAX 03-3221-7080

メール keiyaku@city.chiyoda.lg.jp

賃金下限額など詳しくは

千代田区公契約条例

で

検索



千代田区

## 1. 工事又は製造の請負契約に係る賃金下限額一覧(令和8年度)

(単位:円/1時間あたり)

職種	賃金下限額	職種	賃金下限額	職種	賃金下限額
特殊作業員	3,453	さく岩工	4,725	左官	3,802
普通作業員	3,037	トンネル特殊工	4,252	配管工	3,386
軽作業員	2,103	トンネル作業員	3,611	はつり工	3,510
造園工	3,116	トンネル世話役	4,815	防水工	4,297
法面工	3,780	橋りょう特殊工	4,128	板金工	4,027
とび工	3,723	橋りょう塗装工	4,106	タイル工	3,127
石工	3,723	橋りょう世話役	4,725	サッシ工	3,746
ブロック工	3,645	土木一般世話役	3,870	内装工	3,870
電工	3,858	高級船員	4,466	ガラス工	3,757
鉄筋工	3,802	普通船員	3,678	ダクト工	3,386
鉄骨工	3,352	潜水士	5,928	保温工	3,217
塗装工	4,106	潜水連絡員	4,297	設備機械工	3,150
溶接工	4,286	潜水送気員	4,038	交通誘導警備員A	2,306
運転手(特殊)	3,498	山林砂防工	3,656	交通誘導警備員B	2,103
運転手(一般)	2,880	軌道工	6,603		
潜かん工	4,196	型わく工	3,712		
潜かん世話役	5,028	大工	3,442		

## 2. 業務委託、指定管理に係る賃金下限額一覧(令和8年度)

(単位:円/1時間あたり)

職種	賃金下限額	職種	賃金下限額	職種	賃金下限額
警備員	1,667	清掃員	1,487	栄養士	1,747
保安全管理員	2,149	介護職	1,487	保健師・看護師	1,788

上記以外の職種	1,465
---------	-------

## 3. その他

皆様が安心して仕事ができるように、健康保険や労災保険など社会保険に加入しましょう。

### ●問い合わせ

千代田区 政策経営部 契約課 (〒102-8688 千代田区九段南1丁目2番1号)

電話 03-5211-4156

FAX 03-3221-7080

メール keiyaku@city.chiyoda.lg.jp